

労務人事・安全衛生担当者に必要な労働法の知識を
短期間で体系的に学ぶことができる！

労働実務専門講座



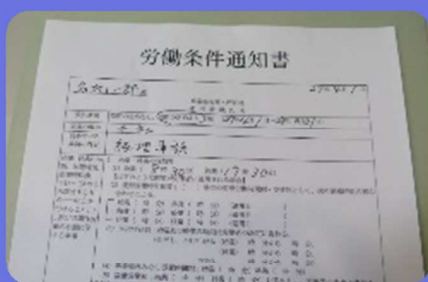
労働基準法



労働安全衛生法



労働・社会保険



労働契約法



労働トラブル

主催 愛知県下各労働基準協会

名北・名古屋南・名古屋東・名古屋西・豊橋・岡崎・一宮・半田・刈谷・豊田・瀬戸・津島・江南・西尾
各労働基準協会

労務人事・安全衛生担当者には体系的な法知識が必要です！！

愛知県下の労働基準監督署の平成25年度定期監督等では、対象事業場の**70.5%**に法違反が見つっております。

このような高い違反率の影響もあり、未払い賃金の是正支払い、過重労働等に起因する脳心臓疾患、精神疾患の労災保険支給決定件数も増えております。

さらには、労働者との紛争で企業に損害賠償を求めるあっせん、労働審判、労働裁判も増加しております。

こうした問題を防止するには労務・安全衛生管理を適正に行うことが必要ですが、そのためにはまず、労務人事・安全衛生担当者が、労働各法令の正しい知識を持つ必要があります。

しかし、労働法令は非常に多く複雑で、実務の中で必要となる知識を習得することは困難です。

そこで、愛知県下各労働基準協会は、労働関係法令を短期間で体系的に学ぶ『**労働実務専門講座**』を開催いたします。適正な労務・安全衛生管理とトラブルのない職場のため、ぜひともご受講ください。

平成25年 愛知労働局定期監督における違反率

労働時間	健康診断	安全基準	割増賃金	就業規則
27.9%	18.9%	15.5%	14.9%	11.6%

全体では監督を実施した事業場のうち**70.5%**に法違反

平成25年度 労働トラブルの状況

未払い残業代(100万円以上)是正支払件数 ※1企業の最高額14.6億円	平成25年度1417件 平成13・14年比 2.8倍
過労死を含む脳心疾患の労災保険認定件数 ※認定率は44.8%	平成25年度306人 平成元年度比 10.2倍
過労自殺を含む精神障害の労災保険認定件数 ※請求件数は1409人で過去最高	平成25年度436人 平成7年の10人比 43.6倍
個別労働紛争 あっせん申請受理件数 ※いじめ・嫌がらせによるものが最多	平成25年度5712件 平成14年比 1.9倍
労働審判事件数 ※労使紛争を労働審判員が3回で解決	平成25年度3678件 平成18年度比 4.2倍

当講座の5つの特徴

① 複雑な労働法令を体系的に学ぶ

適正に労務・安全衛生管理を行うには、過去のトラブル事例だけでなく、その法令の幅広い内容を網羅的に学ぶ必要があります。この講座では複雑な労働法令の全体像を体系的に学ぶことが可能です。また、各コース4日間で75%以上出席者には卒業証、1日受講者には修了証を交付します。



② スライド使用講義

テキストを見るだけの講義では、法令理解はできません。当講座ではパワーポイントスライドを使用して、見た目にわかりやすい講義を行います。映写したスライドのコピーもあり、講義メモの記載も可能です。



③ 実務の重視。書類作成・ケーススタディを取り入れた講座

学んだことを実務に生かすことができなければ、受講の意味がありません。当講座では行政届出書類の作成、トラブル事例対応のケーススタディもあり、実務に生きる知識を習得します。



④ 図解、各種様式等使用したわかりやすいテキスト

法令は、文字だけを見るととても理解しにくいもの。各講師作成のテキストで、複雑な法令内容を分かりやすく解説。労働法令に馴染みのない方にも理解が容易です。



⑤ 労働の実務に精通した充実の講師陣！

講師は社会保険労務士、中小企業診断士、労働安全衛生コンサルタント、元労働基準監督署長などの労働のスペシャリスト。実務経験豊富で、実践的な講義を行います。休憩時間や講義の後には、業務上の疑問・問題点を相談することができ、講義内容とは異なる労働相談も可能。



労働実務専門講座（基礎法令コース 前期・後期）

労務・安全衛生管理の基礎となる労働基準法、労働安全衛生法、労働保険・社会保険の内容と実務について、各1日で学びます。

講座名	日程		時間	内容	講師	受講料(円)		
	前期	後期				会員	非会員	
第1回 労働基準法 研修 (A31)	平成27年 6月24日	平成28年 1月13日	9:30~ 16:30	労働基準法の概要と事務手続、労務管理上の留意点	(一社)名北労働基準協会 専務理事・事務局長 特定社会保険労務士 市之瀬 高司 	4 日 間 3 3 9 4 0	9,250	11,310
第2回 安全衛生 研修 (A32)	平成27年 7月8日	平成28年 1月27日	9:30~ 12:30	労働安全衛生法等関係法令の概要と事務手続	(一社)名北労働基準協会 副会長 池戸 宏光 元名古屋北労働基準監督署長 		9,250	11,310
	平成27年 7月8日	平成28年 1月27日	13:30~ 16:30	安全衛生管理活動の概要と留意点	金森労働安全衛生コンサルタント 事務所 所長 労働安全衛生コンサルタント 金森 英二氏 		4,114	5,660
第3回 社会保険 研修 (A33)	平成27年 7月22日	平成28年 2月10日	9:30~ 16:30	健康保険法、厚生年金保険法、介護保険法等の概要と事務手続	河村つぐみ社会保険労務士事務所 所長 社会保険労務士 河村 亜実氏 		9,250	11,310
第4回 労働保険 研修 (A34)	平成27年 8月5日	平成28年 2月24日	9:30~ 16:30	労災保険法、雇用保険法等の概要と事務手続	(一社)名北労働基準協会 総務部担当次長 石田 和彦 元労働保険事務組合 課長 	9,250	11,310	

労働実務専門講座（就業管理コース）

労務管理の中心となる労働時間・賃金管理の詳細と、数多くある労働法令のうち主要な法律を学びます。

講座名	日程	時間	内容	講師	受講料(円)			
					会員		非会員	
第1回 労働時間管理 研修 (A41)	平成27年 9月30日	9:30~ 16:30	関係法令、各種労働時間制度の概要、就業管理上の留意点、効率労働に向けたの制度改善	(一社)名北労働基準協会 専務理事・事務局長 特定社会保険労務士 市之瀬 高司 	4 日 間 3 3 9 4 0		9,250	11,310
第2回 賃金管理 研修 (A42)	平成27年 10月7日	9:30~ 16:30	関係法令、各種賃金・退職金制度の概要、就業管理上の留意点、今後の制度改善	西原経営事務所 所長 中小企業診断士 特定社会保険労務士 西原 義人氏 			9,250	11,310
第3回 雇用関係法 研修 (A43)	平成27年 10月21日	9:30~ 12:30	労働者派遣法、職業安定法、高齢者雇用安定法、障害者雇用促進法等の概要と就業管理上の留意点	(一社)名北労働基準協会 事業企画推進部 課長代理 労務管理推進室長 社会保険労務士 藤原 朋子 	4 日 間 3 3 9 4 0	1日間 4,630	1日間 5,660	
第4回 雇用均等関係法 研修 (A44)		13:30~ 16:30	男女雇用機会均等法、育児介護休業法、パートタイム労働法等の概要と就業管理上の留意点			1日間 4,630	1日間 5,660	
第5回 労働関係法 研修 (A45)		9:30~ 12:30	労働契約法、個別労働関係紛争解決促進法、労働組合法等の概要と就業管理上の留意点			1日間 4,630	1日間 5,660	
第6回 労使紛争防止 研修 (A46)	平成27年 11月4日	13:30~ 16:30	労働トラブルの現状と防止のための就業管理と良好な労働関係の構築等	(一社)名北労働基準協会 特別顧問 石田 幹夫 元名古屋北労働基準監督署長 	1日間 4,630	1日間 5,660		

※全講座水曜日の開催となります。

会場案内 [一般社団法人 名北労働基準協会]



交通機関

(名鉄) 瀬戸線 清水駅徒歩4分 東大手駅徒歩7分
 (地下鉄) 名城線 市役所駅 ①番出口徒歩12分
 (バス) 市バス(基幹2)、名鉄バス清水口徒歩5分

※会場には受講者用駐車場がありませんが、近隣に格安駐車場がございます。車にてお越しの場合は、充分時間を見ていただいたうえで、有料駐車場を各自の責任・負担でご利用ください。

申込要領

申込書を各労働基準協会へファックスのうえ、開催日の14日前までに会費を下記銀行口座へお振込ください。実施機関より受講票を初回受講日の7日前までにお送りいたします。

名称	所在地	電話番号	F A X
(一社)名北労働基準協会	〒462-8575 名古屋市北区清水1-13-1	(052) 961-1666	(052) 962-1670
(一社)名古屋南労働基準協会	〒455-0014 名古屋市港区港楽1-2-2	(052) 651-9246	(052) 651-1411
名古屋東労働基準協会	〒467-0863 名古屋市瑞穂区牛巻町8-9 渡辺ビル2階	(052) 882-3909	(052) 883-3586
名古屋西労働基準協会	〒450-0003 名古屋市中村区名駅南1-5-17 ネットプラザ柳橋ビル6階	(052) 581-8086	(052) 581-8089
豊橋労働基準協会	〒440-0874 豊橋市東松山町14	(0532) 54-2131	(0532) 54-2130
岡崎労働基準協会	〒444-0834 岡崎市柱町上荒子30-2	(0564) 52-3692	(0564) 54-0739
一宮労働基準協会	〒491-0044 一宮市大宮1-3-6 グランドメゾン大宮1階	(0586) 48-5495	(0586) 48-5496
(一社)半田労働基準協会	〒475-0902 半田市宮路町151-32	(0569) 21-4440	(0569) 21-4441
(一社)刈谷労働基準協会	〒448-0853 刈谷市高松町1-29 ハートヒルズ刈谷ビル5階	(0566) 21-6337	(0566) 21-6366
豊田労働基準協会	〒471-0826 豊田市トヨタ町1番地 トヨタ会館G階	(0565) 28-9411	(0565) 24-3922
瀬戸労働基準協会	〒489-0805 瀬戸市陶原町1-8 瀬戸陶磁器会館内	(0561) 82-2575	(0561) 82-2575
津島労働基準協会	〒496-0044 津島市立込町3-26 ツシマワール会館内	(0567) 26-4603	(0567) 28-7390
江南労働基準協会	〒483-8164 江南市木賀東町新塚220-1	(0587) 55-2341	(0587) 55-6125
西尾労働基準協会	〒445-0062 西尾市丁田町五助6-1 山田ビル4階4D	(0563) 56-0244	(0563) 56-0244
振込先(実施機関) 一般社団法人 名北労働基準協会	三菱東京UFJ銀行 黒川支店 普通預金 No.2036133 一般社団法人 名北労働基準協会		

※恐れ入りますが、振込手数料はご負担願います。

キリトリ線

労働実務専門講座受講申込書 (コピー可)

平成27年度

申込協会	労働基準協会	会員番号①	平成 年 月 日
事業場名	フリガナ	TEL () -	FAX () -
事業内容	労働者数	人	
所在地	〒		
受講者	受講番号②	氏名・生年月日・性別	所属部署・職名
	フリガナ	昭和・平成 年 月 日	受講区分(一部研修受講は前ページ講座名下の研修番号を記入)
会費支払時期	月 日	銀行支払	受講票送付先
		受講者・担当者(部署名)	様

①会員番号 (一社)名北労働基準協会会員の場合のみ封筒表面の番号をご記入ください。

②受講番号 ご記入は不要です。

※個人情報 この申込書でご提供いただいた個人情報は、今回お申し込みいただいた講座の参加資料として使用し、参加者の同意なく目的外の利用を行うことはありません。